

第27回合同協議会 議事録 (豊洲5丁目連絡協議会・豊洲5丁目地区開発協議会)		承認	検印	起票 070929 小山
日時	平成19年9月29日(土曜日)14:00～15:30:都営集会所			
出席	江東区都市整備部街づくり推進課:3名 安部課長、他2名 豊洲5丁目地区開発協議会:6名 関口、小野、町井、仲本、本宮、国嶋 豊洲5丁目連絡協議会:10名 都営:柳澤会長、今副会長、 メトロコープ第1豊洲:近藤、小山 メトロコープ第2豊洲:池田理事長、 石塚副理事長、手塚 オーベルグランディオ:小柴理事長、寺川理事 シエルタワー:渡辺理事長 (傍聴:シエルタワー牛村、江東未来会議田中) 計19名	記録		
議題	1 豊洲5丁目地区地区計画の検討 2 前回質問に対する区の回答			
資料	「景観ガイドライン案に対する都市景観専門委員会意見書」「地区計画スケジュール案」			

議題1 豊洲5丁目地区 地区計画の検討(継続)

(1) 景観ガイドラインについて

① アンケート中間報告

先般景観ガイドライン概要書とともに各戸に配布したアンケートの回収結果を報告する予定だったが、段取りの都合上、次回にあらためる。

② 今後のスケジュール

上記のアンケートを精査し、必要な修正を行って10月中旬には合同協議会での了承、確認をしたい。このためにあらかじめ10月6日に次回合同協議会を開催し、アンケート結果、及び修正案を報告する。一方、10月16日の景観専門委員会には意見書の6項目に対して基本的に前向きに検討する旨の回答をする。

③ 景観専門委員会からの意見書説明(配布資料)

開発協議会から概要の説明があり、これに対し若干の質疑が行われた。

Q. 現在のうるおいの木かげ道路の延長に該当する部分 (IST ビルとオーベルさんの間) は車道歩道の区別なく、レンガ舗装になっているが、貫通した場合どうなるのか? (連協)

→ 該当部分は私有地で車道はない。(緊急時の車両進入はできる。) うるおいの木かげ道路が延伸される場合、エリアによって道の作り方が異なることになるが、一貫性のあるデザインに努める。(開協)

Q. 色彩について YR (茶系) の他、GY (黄緑系) の導入を検討するように、とあるが補色対比になって好ましくないのでは? (連協)

→ YR は都の色、GY は江東区の指定。地域によって指定色がある。扱い方は自由なので工夫する。(開協)

Q. 旧ドゥ脇区道の歩道拡幅について区と協議するようにとの意見だが区の見解は?

(開協)

→ うるおいの木かげ道路の連続性を保てるように検討する。

(2) 地区計画条例化までの主なスケジュール

区から以下のスケジュール概要説明がされた。

- ・ 10月15日：地区内の地権者に対する説明会。於豊洲文化センター17:00～。開催案内は区報、及び前回の説明と同様、地域の管理組合、自治会宛に案内状を各戸配布。
- ・ 説明会と並行して16条縦覧（景観ガイドラインは含まず）、その後意見書受付
- ・ 11月：江東区一般住民に対する説明会、及び17条縦覧
- ・ 12月：江東区都市計画審議会
- ・ 1月：告示
- ・ 3月：条例施行

(3) グランアルトさんへの参加呼びかけ

これまで、何度もこの協議会への参加を呼びかけて、街づくりについて意見交換をさせていただこうとしているが、未だ参加していただけない。引き続き参加をお願いします。（小山）

（開協報告）先週、グランアルトさんから景観ガイドラインの説明会要請があった。10月6、8日、いずれかでお願いしている。

→ 良い機会なので連絡協議会、合同協議会の成り立ちを説明に同行する。（小山）

議題2 前回において行われた区への質問に対する回答

首題の回答、及びこれに対する感想意見等、以下のように行われた。

- ・ （前回質問）旧ドゥースポーツ前区道について
車道が3車線もある反面、通学路にもなっている歩道が狭い。歩道を広く出来るよう調整は出来ないか？特に車道が広いと豊洲新市場の関係車両の流入を招きやすく、住民に不利になる。
→ 持ち帰り確認する。

（今回回答）：土木部に確認した。現在特に計画無し。地区計画の一環としての提案を希望している。

- ・ （前回質問）防潮堤側区道について
情報によると都道315号線からリクルートまでの範囲は整備可能だが、その先、オーベルまでの延長ラインは区の現在の規制では対応出来ないと聞いている。バランスのよい整備を可能に出来ないか？
→ 周辺の開発状況に応じて柔軟に対処できる可能性はある。

（今回回答）：同上

- ・ （前回質問）管理組合に対する防災対応について
防災時における情報ネットワークや支援は町会を基準とした体制と聞いている。しかし町会加盟は任意であるため、加盟していないマンション等の集合住宅もある。豊洲はマンションが体勢をしめているため町会主体のネットワークでは現実にそくさない。このことをどのように考えておられるか？
→ 防災課に確認し次回報告する。

（今回回答）：防災課に確認した。町会を情報伝達の基本組織としているので参加を希望している。

以下連協意見

- ・ 管理組合が町会へ加入することは総会決議が必要、また町会の活動が全くアナウンスされてないので住民への説得も困難
- ・ 町会加入のメリット／デメリットという視点の他に、町会というコミュニティーを作ることが前提という考え方もできる。問題は正常な活動を行っているかどうかである。(区が町会加入を勧める以上) 区に町会のチェック機能があっても良いのではないかな？

・ (前回質問)防潮堤側区道の駐輪／バイク問題

駐輪禁止エリアに指定されていないためか、通勤車両で非常に迷惑している。特にバイクの騒音がひどい。同じ5丁目なのに表(晴海通り)は規制され、裏は規制がないのはおかしいのでは？

→ 駐輪場がないと規制できない。文化センター隣りに建設の計画あり。

(今回回答)：交通対策課に確認した。晴海通り、315号線、うるおいの木かげ道路、旧ドゥ脇区道に規制あり。大型バイクは警察の方が対応が早いとのこと。

以下連協意見等

- ・ うるおいの木かげ道路では信号待ちを嫌って暴走する車有り。
→ 危険が生じた日時を記録する。
- ・ 防潮堤脇区道には規制がないので、あまりひどいようだったら交通対策課に相談する。

・ (前回質問)タバコポイ捨て防止について

IST やリクルートの通勤者を中心として歩き煙草が顕著。条例で規制できないか？

→ ポイ捨ての規制はあるが歩き煙草までの規制はない。現在一部の地域でテスト的に実施。

→ この問題は商店街からも深刻と聞いている。喫煙者にモラルを求めても無理。フィルター回収のデポジット制などモラルを遵守すると特になるようなシステムを考えるべきでは？また喫煙場所を設けるなどの対策も必要。小嶋議員が活動されている公共施設の整備の延長としてガイドラインに含めて良いことではないか。(連絡協議会)

(今回回答)：清掃リサイクル課に確認した。みんなできれいにする条例がある。その中で区民、及び事業者の責務がうたわれている。あまりひどい場合には関係刑罰が適用される。

次回開催予定：10月6日(土) 13:00～ 於都営集会所

以上